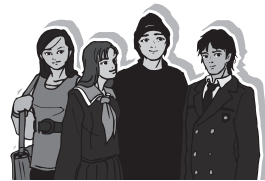


～少年とともに～



付添人体験記

— 再勾留を争った事例 —

山内 久光（45期）●Hisamitsu Yamauchi

1 10日で家裁送致

現住建造物等放火事件の裁判員裁判（当誌4月号掲載）の準備に忙しくしていた10月初めのこと、当番弁護士の依頼で私は逮捕されたその少年（高1）に警察署で接見した。友人2人と自動販売機に火をつけた器物損壊、窃盗未遂という被疑事実だった。私の前で泣く少年の姿を見て何とかできないかと思い受任することとした。勾留決定がされ、私は、国選弁護人になった。

検事と面会した。私は、少年は一晚のうちに何台かの自動販売機に火をつけているらしいが、少年なので余罪捜査も含め早急に処理をして10日で家裁送致してもらいたい旨訴えた。検事は、10日で家裁送致してくれた。

家裁の裁判官と面談し、保護者もしっかりしているので在宅にしてくれないかと交渉したが、観護措置が付けられた。ただし、国選付添人には選任された。それ以来、私は時間を作っては練馬の鑑別所にたびたび面会に行った。

2 更生に向けての環境整備

少年の被疑事実は自動販売機に火をつけるというかなり悪質なものであったが、少年自身と会ってみると、そんなに悪い子には思えなかった。補導歴がかなりあったが、現在は定時制高校に通い、昼間はレストランの厨房でアルバイトをしてまじめに働いていた。昼間働いて夜は学校に通っていたためあまり友だちと遊べな

ったことから、たまの休みに友だちと夜遊びをし、友だちを楽しませようと思って、自動販売機に火をつけてみせたということだった。自動販売機は数台あり、少年の友人らも火をつけたらしい。確かに動機としてはとんでもない。しかし、少年の幼さを感じたことも事実であった。

少年は、お客を料理で楽しませたいという夢を持っており、飲食店の仕事が好きということだった。少年の母親やレストランの店長に話を聞いてみると、厨房の仕事にはとても熱心に取り組んでいたようだった。また、最初に通った高校は合わなかったが、転校した高校ではサッカー部に所属し、放課後は部活動も熱心に行っているようだった。少年は、母親や兄弟との関係がとても良好であり、母親のことを二度と悲しませないようにしたいと約束してくれた。アルバイトも学校も続けられるようであった。私は、少年が十分に更生していける環境が整っていると思った。

3 再逮捕、そして釈放

審判期日が予定された日の前の週、少年は同じ日にやった別の自動販売機に火をつけた事件で同じ罪名で再逮捕された。観護措置は取り消され、審判期日も取消になった。何ということか。内省を深めていた少年にはあまりに突然の酷い措置。私は時間をやりくりしてその日の夜に警察署で少年に接見した。少年は努力してもダメではないかと泣いていた。確かに一晚に火をつけた自動販売機が複数あれば事件単位の原則から再逮捕は可能かもしれない。しかし、これは少年事件である。検事もそのことに配慮して、余罪があることを含め捜査を急ぎ、当初の逮捕勾留については勾留延長請求をせずに10日で家裁送致としてくれたのではなかったか。残りの捜査があったとしても任意でやることはできなかったのか。私は、早

速、検事に抗議をしに行った。私は、最低でもこのようになってしまった理由をきちんと少年に検事の口から説明してほしいと言ひ、勾留については争うつもりであると伝えた。

勾留質問は週末の土曜日だった。私は、意見書をあらかじめファックスした上で朝から東京地裁に行き、裁判官と面会して、このたびの勾留はあまりにも酷いと訴えた。裁判官も理解を示してくれ、検事に勾留の必要性について問い質すとは言ってくれた。しかし、その日の夜には勾留決定が出てしまった。裁判官の話では、検事はもう再逮捕はしないということだった。しかし、私は勾留を争うべきであると考え、再度の国選弁護人選任を受け、週明けに準抗告を申し立てた。その時の私の心の中には何とか少年を救い出したいという思いもあったが、私自身の人権感覚が正しければ、この勾留の不当性を分かってくれる裁判官がいるかもしれないということだった。その日の夕方、準抗告審を担当する裁判所の刑事部から電話があり、面接するなら急いでほしいと言われた。その刑事部というのは、偶然にも私がつい最近裁判員裁判をやったばかりの部だった。公判前の打合せ、公判前整理手続や公判を通じて私の弁護活動に理解をしてくれたと思っている裁判所である。午後6時を回っていたが私は急いで裁判所に行き、裁判員裁判の時にやりとりをした裁判官と面接した。私は、今回の勾留が少年の更生にとって障害となりかねないこと、少年法の理念からすれば勾留はなるべく避けるべきこと、そして、私が準抗告までして勾留決定を争うのは余程のことであるなどと口頭でまくし立てた。裁判官はよく聞いてくれたとは思いますが、正直あまり期待はしなかった。しかし、翌朝、その刑事部から電話があり、準抗告が認容され、勾留が取り消されたとのこと。少年は間もなく釈放されるらしい。私は直ちに少年が勾留されている警察署に向かい、釈放の手続を確認した。

4 釈放後の段取り

勾留が取り消され、少年は釈放される。しかし、その後の手続はどうなるのか。火をつけた自動販売機は3台以上あるので、捜査機関が新たに再逮捕等をしてこないだろうか。あるいは家裁は

再び観護措置を付けるのではないか。準抗告が認容された直後、私は、そのようなことを思い巡らしていた。しかし、家裁には釈放されたことは言わなければなるまい。私は、検事や警察には釈放後も任意の取調べには応じることを電話で伝えた。また、家裁の調査官に電話をし、少年が釈放されたこと、そのことを踏まえ今後の手続について相談したいことがあることを伝えた。調査官は電話口でたいへん驚きつつも、すぐに裁判官に報告する必要があると言った。私は、調査官との面談の約束を取り付け、後日、面談した。

私は、調査官に対し、在宅で進めてほしいことを訴えた。少年は更生に向けて努力をし始めていること、警察での任意の取調べに応じる必要があること、学校やアルバイトも再開したいと考えていることを伝えた。調査官からは、裁判官とも相談したが、とりあえず観護措置を取らず、様子を見たいとのことであった。私は安堵した。

5 審判、保護観察

結局、釈放された少年は数日間だけ捜査機関の任意の取調べに応じ、以後は学校に通い、アルバイトも再開した。更生のために一步一步歩き始めていた。私は、学校の担任の先生とも話をし、アルバイト先の店長とも話をし、それらを調査官に報告した。調査官は、時間を取って少年と母親と面接をした。

新たに決まった審判期日は3週間後であったが、私は、その間の少年の生活ぶりをアピールして保護観察が相当である旨の意見書を作成し、期日の前に家裁に提出した。審判期日が開かれ、即日保護観察となった。少年も母親も喜んでいた。少年は再逮捕された時には少年院に行くことを覚悟していたようだった。

今振り返ってみると、釈放後の少年の更生に向けての生活実態をそのまま家裁に見てもらいアピールできたことで実質的には試験観察を経た審判期日のようになり、一発で保護観察になったのではないかと考えている。あの時勾留を争っていなかったら処分はどうなっていたらと思うと、1つ1つの手続にあたり真剣に考え、争うべき時には徹底的に争うことが大切であると改めて思った次第である。

■

「インターネットトラブル に関する法律と対応 ～子どもの利用を中心に」 研修会報告

子どもの権利に関する委員会 委員
馬場 和佳 (52期) ●Kazuyoshi Baba

去る平成26年9月26日、ネットスター株式会社のインターネットポリシースペシャリストであり、インターネットやフィルタリングの専門家である宮崎豊久氏に講師を依頼し、大変有用な研修会を開催することができたので、その概略をご紹介します。

本記事では、内容を大幅に割愛せざるを得なかったが、間違いなくお勧めできる内容なので、当会の会員向けサービスサイトに掲載されている講演録で是非詳細をご覧ください。

1 インターネットの基礎概論

インターネット上の問題を考える上では、まず、インターネットが越境可能な空間であるということが重要である。国を越境するという意味だけでなく、戸締まりしても家の中にも入ってきてしまうという意味もある。

次に、デジタル技術の特性によるトラブルが生じることが重要である。「忘れられる権利」も、長期間劣化せずに保存が可能というデジタル技術の特徴によるものである。

2 インターネットに関する法律について

(1) 子どものインターネット利用の状況

現在、子どものインターネットの使用率は極めて高い。

現在は、スマホを中心に様々な電子機器がインターネットに接続可能になってきており、テレビ、電子書籍端末、デジタルカメラだけでなく、ニンテンドーDSは小学生の間で非常に利用率が高い。また、携帯音楽プレーヤーもネットに接続可能である。例えば、iPhoneとiPod touchを比べると、違うのは電話の機能だけで、ほぼ同じ機能が付いている。そのため、親は音

楽プレーヤーのつもりで買い与えたけれども、子どもはじゃんじゃんネットをやっていたというようなことが全国各地で起きている。

(2) インターネットに関する法律

インターネット環境整備法（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律）において、フィルタリングサービスの提供義務等が定められたことは重要である。

第17条では、「携帯電話インターネット接続役務提供事業者」である携帯会社は、フィルタリングサービスの利用を条件としてインターネット接続を提供しなければならないとされ、携帯電話（当時はガラケー）について、初めてフィルタリングが義務化された。

第18条では、「インターネット接続役務提供事業者」であるプロバイダーには、フィルタリングの原則提供義務はないが、求められたときはフィルタリングソフトウェアを提供しなければならないと定められた。

第19条では、携帯電話・PHS以外のインターネットに接続する機器を製造する事業者は、フィルタリングを組み込むことや、その他、フィルタリングサービスの利用を容易にする措置を講じた上で該当機器を販売しなければならないというようなことが定められている。実際には、フィルタリングに関する注意喚起のチラシなどがパッケージの中に入っている程度である。

iPhoneとiPod touchの条文の適用関係の違いは、iPhoneは第17条が適用されるので、原則、デフォルトでフィルタリングが提供されている。ところが、iPod touchはほぼ同じ機能を持っているのに、適用条文が第19条になるので、基本的にフィルタリングは提供されていない。

3 フィルタリングサービスとは何か

フィルタリングサービスとは、個人に代わってフィルタリング会社が目的別に閲覧制限を行うURLリストを提供するようになり、このリストを利用して、インターネット上のページにアクセスができたり、できなかったりというようなことをシステム的に行う、というサービスである。

ただし、スマホの場合は、アプリからインターネットにアクセスが可能で、アプリから

のアクセスは、従来型のフィルタリングではアクセス制限ができない。

また、スマホの場合、携帯電話回線による接続のほかに、Wi-Fi接続ができるようになった。ガラケーの場合と異なり、Wi-Fi接続は環境整備法第17条の対象にはなっていないので、Wi-Fi接続を通じて子どもがいろいろなサイトに行けるようになってしまっている。

4 実際のネットトラブル事例と対処法

実際に対応した例では、学校の中でのコミュニケーショントラブルが一番多い。

最近では、「オリラン」（オリジナルランキングの略と思われる。）というサイトの中に学校別のランキングというものが作られていて、学校単位で掲示板が作れるようになっており、その中で誹謗中傷が行われているような問題が生じている。

動画に関しては、「YouTube」や動画を生中継できるサービスに、いじめが行われている様子が投稿されたり、生中継されてしまうといったショッキングな事件が起こった。

最近では、「LINE」上でのいじめも多く、いろいろなケースがある。

時代の変化とともにサービスは変わっているが、行われていることはあまり変わっていないので、今後も続いていくと思われる。

対策としては、公開された情報から個人の特定が難しく、プライバシー侵害の観点から言って権利侵害かどうか微妙な場合は、一定時間静観ということも対処方法として考えられる。

個人情報を書かれてしまった場合は、サイトの管理者が分かる場合には、サイト管理者や、さらに上の段階のプロバイダー等に削除依頼を行う。

ここでも削除されなかった場合は、警察や、法務局の人権擁護局への相談ということを一一般には説明しているが、ただ、これも削除が保証されているわけではない。

5 インターネット時代の青少年問題

以前は、ネットを介したトラブルは「きっかけ」、「強迫」、「要求」という3ステップで説明ができたが、コミュニケーション系のサイトが増えてきた現状では、ステップが5つに増えた。

ステップの1番目は「背景」だが、家庭環境、その人が持っている悩み、ストレスなど、人それぞれの「背景」があることが難しい。

2番目に増えたステップは「安堵、安心感」である。例えば、自分の身体的な悩みや、恋人と付き合うことに対して親が反対している、というような「背景」があって、掲示板上をさまよっているときに相談に応じてくれる人が現れると、ここで「安堵」が起きる。ここに自分の居場所が確保できて、信頼関係が成り立ってしまい、いつの間にか裸の写真を送ってしまうという現象が起きる。次には今までやりとりした内容を全部ばらまくぞというような「強迫」を受けて、さらに「要求」として、例えば性行為を要求されるといったことが起こっている。

このような事例は、子どもの多様な背景によって生じるものであり、対症療法的な対応だけでなく、根本的な対応が必要である。

最近の子どもたちは、想像力とコミュニケーション能力というものがなかなか育ちにくい環境にあり、関係性、自己肯定感、居場所が喪失してしまっている。そこで、様々なストレスが、対処法が分からなかったり、態勢が取れなかったりして、たまたま目の前にあるものがネットであればネットなどに依存してしまったり、あるいはそのストレスのはげ口として、いじめをしたり、反社会的な行為を行ってしまうという行動に表れていることが分かってきている。

このような状況に対し、私たちに必要な力はやはり傾聴だと思っている。弁護士が、子どもたちの悩みを聞き、トラブルを解決していくということを通じて、子どもたちに生きる力を与えていくということにつながっていくのではないかと思う。

【引用情報訂正のお知らせ】3月号「少年とともに」
（子どもの権利に関する委員会 委員 金矢 拓）

3月号の42頁掲載の記事で引用した平成26年8月末までには終局した事件の国選付添人選任率33.7%について、データ提供元である東京家庭裁判所からその後には訂正の連絡がありました。訂正後の数値は、50.8%（12月末までで45.4%。いずれも司法統計の便宜的分類に基づく速報値）です。

もともと、筆者としては、全国的に選任率が低く、不選任が不適切な事例が多いことには変わりはないと考えます。